

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援制度情報

令和3年1月18日現在

区分	こんなとき	制度内容		締切期限等	お問い合わせ先
給付金・支援金	売上が減少したので給付金が欲しい	持続化給付金	法人 200万円 個人事業主 100万円	期限延長申込期限 令和3年1月31日 延長後申請期限 令和3年2月15日	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 長野県松本地域振興局商工観光課 0263-40-1932（要予約）
		松本市新型コロナウイルス対策特別給付金	個人事業主：市内に賃貸事業所有 20万円 事業所無 10万円 宿泊事業者：客室定員×1万円（上限300万円）	期限延長しますが締切は未定	松本市役所 商工課 0263-34-3270
	地代・家賃負担軽減のための給付金が欲しい	家賃支援給付金	法人 上限額600万円（100万円/月） 個人事業主 上限額300万円（50万円/月）	令和3年2月15日	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
助成金・補助金	雇用を維持したい	雇用調整助成金の特例措置	助成率 最大100% 上限額 15,000円/1人1日	令和3年2月28日	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ハローワーク松本 0263-27-0111
	ITでテレワークや業務効率化等を行いたい	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等30～450万円 補助率1/2～3/4	詳しい情報は公募要項が発表になり次第	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
	販路開拓等の取組を行いたい	持続化補助金（一般型）	小規模事業者等50万～150万円 補助率2/3	令和3年2月5日消印有効	松本商工会議所 0263-32-5350
	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行いたい	ものづくり・商業・サービス補助金（一般型）	中小企業者等 上限額1,000万円 補助率2/3	詳しい情報は公募要項が発表になり次第	松本商工会議所 0263-32-5350 ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
融資	資金を調達したい	（国）新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額（別枠） 中小企業事業6億円／国民生活事業8,000万円	令和3年3月31日	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日）、0120-112-476（土曜）
		（国）新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額（別枠）1,000万円	令和3年3月31日	松本商工会議所 0263-32-5350
		（県）新型コロナウイルス感染症対応資金	融資限度額 運転・設備あわせて4,000万円	令和3年3月31日までに保証申込	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7200
		（県）経営健全化支援資金（経営安定対策・特別経営安定対策）	融資限度額 設備8,000万円・運転6,000万円	令和3年3月31日	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7200
		（市）新型コロナウイルス対策特別資金	小規模事業者は運転資金2,000万円 上記以外は運転資金3,000万円	令和3年3月31日	松本市役所 商工課 0263-34-3110
保証	資金を調達したい	災害緊急特別保証	一般保証枠8,000万円	令和3年2月28日	取引のある金融機関、長野県信用保証協会各支店 長野県信用書協協会保証統括部 0120-34-7680
		セーフティネット保証4号・5号	一般保証枠、危機関連保証とは別枠で2.8億万円	4号 令和3年3月31日 5号 令和3年6月30日	
		危機関連保証	一般保証枠、セーフティネット保証とは別枠で2.8億万円	令和3年6月30日	
納税猶予	納税を後にしたい	納税猶予・納付期限の延長（国税）	国税の納税猶予 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。		国税局猶予相談センター（関東信越国税局） 0120-948-249
		納税猶予・納付期限の延長（地方税）	地方税の納税猶予 令和2年2月1日から同3年2月1日までに期限が到来する法人県民税・法人事業税・個人事業税・不動産取得税、などほぼすべての科目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。		お近くの各長野県税事務所
資産税の軽減	固定資産税・都市計画税の軽減	令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減	中小企業者の所有する事業用家屋と償却資産に対して新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて減少している。 30%以上50%未満減少：2分の1軽減 50%以上減少：全額軽減	申告期間 令和3年1月4日（月）から 令和3年2月1日（月）必着	松本市役所 財政部資産税課 0263-33-4398



お問い合わせ：松本商工会議所 中小企業振興部

TEL:0263-32-5350 FAX:0263-32-1482 MAIL:soudan@mcci.or.jp